

上尾市契約保証金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が締結する工事請負契約及び設計等（土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量）業務委託契約（以下「工事請負契約等」という。）に必要な契約保証金の取扱いについて、上尾市契約規則（昭和39年上尾市規則第19号。以下「規則」という。）第4条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(契約保証金の割合)

第2条 契約保証金は、工事の請負代金額又は業務の委託金額（消費税及び地方消費税を含む。）（以下これらを「契約金額」という。）の100分の10以上の金銭的保証を受注者に求めるものとする。

(契約保証の方法)

第3条 前条の金銭的保証は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 現金の納付
- (2) 金融機関の保証
- (3) 保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

2 規則第4条の5の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、当分の間取り扱わないものとする。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府の保証のある証券
- (3) 銀行等が引き受け、保証又は裏書きした手形
- (4) 銀行等に対する定期預金債権

(契約保証の内容)

第4条 前条第1項第2号から第5号のいずれかの契約保証による場合の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保証期間が工事の工期又は業務の履行期間（以下これらを「契約期間」という。）を含むものであること。
- (2) 保証債務履行の請求期間が、保証期間経過後6か月以上確保されているものであること。

(3) 履行保証保険契約を締結する場合は、定額てん補特約付きのものであること。

(契約保証の免除)

第5条 契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部を免除することができる。

(1) 1件の請負代金額が500万円未満の工事請負契約

(2) 1件の委託金額が300万円未満の設計等業務委託契約

(3) 工事請負単価契約又は業務委託単価契約

(契約金額の変更)

第6条 契約金額に増額変更が生じた場合、契約保証金が増額後の契約金額の100分の5以下になるときは、契約保証金を増額するものとする。

2 契約金額に減額変更が生じた場合、契約保証金の変更は行わないものとする。ただし、受注者から請求があったときは、この限りでない。

(契約期間の変更)

第7条 契約期間の延長が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 金融機関の保証または公共工事履行保証証券による保証 金融機関が交付する変更契約書または履行保証会社が交付する異動承認書を提出する。

(2) 保証事業会社の保証 上尾市と保証事業会社との間で「保証期間変更に関する覚書」が取り交わされているため、変更の手続を行う必要はない。

(3) 履行保証保険契約 保険期間が工事の完成まで存するので変更の手続きは必要ない。

2 契約期間を短縮した場合は、保証期間の変更は要しないものとする。ただし、受注者から変更の申請があった場合は、この限りでない。

(現金の納付等)

第8条 受注者が第3条第1項第1号の契約保証を選択した場合は、契約検査課長が契約保証金の納付書兼領収書（以下「領収書」という。）を作成し、受注者に交付する。この場合の契約保証金の納入確認は、契約保証金領収書の提示により行うものとする。

2 工事目的物又は業務委託成果品の引渡し（以下「引渡し」という。）が終了した場合、受注者から契約保証金還付請求書（第1号様式）により還付するものとする。なお、還付する契約保証金に利息は付けないものとする。

(金融機関等保証書の保管等)

第9条 受注者が第3条第1項第2号の契約保証を選択した場合は、金融機関発行の保証書を提出させ、契約検査課長は保証書の預かりを証するため、契約保証金（保証書）預り証（第2号様式）を受注者に交付する。

2 引渡しが終了した場合、保証書は受注者に返還するものとする。なお、返還する際に、受注者から契約保証金（保証書）受領証（第3号様式）を徴するものとする。

（仮契約の取扱い）

第10条 市議会の議決を要する契約についても、契約保証を求めるものとする。この場合における契約保証は、上尾市建設工事等契約事務執行要綱（昭和57年市長決裁）第25条第1項の規定に基づく本契約の成立を要件とする。

（契約保証金の取扱い事務）

第11条 契約保証金の取扱い事務は、総務部契約検査課で行うものとする。

（その他）

第12条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。